

令和5年度第3回

堺市景観審議会

日時 令和5年12月21日(木)
午後3時00分

場所 堺市役所本館3階 第2・3会議室

都市景観室

○出席委員（10名）

会 長 下 村 泰 彦
委 員 花 田 眞 理 子
委 員 寺 地 洋 之
委 員 西 川 知 己
委 員 湊 口 光 男

副会長 中 嶋 節 子
委 員 宮 川 智 子
委 員 天 野 隆 次
委 員 小 野 伸 也

○案件

堺市景観計画の改定について

○司会

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和5年度第3回堺市景観審議会を開催させていただきます。

本日の司会をさせていただく、都市景観室主幹の大石と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、京都産業大学教授 太田委員と、関西大学准教授 林委員、大阪広告美術協同組合理事長松本委員につきましては、所要のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料が5点ありますので、確認させていただきます。1点目が「会議次第」、2点目が「配席図」、3点目が「堺市景観審議会委員名簿」、4点目が「資料1 委員意見の対応について」片面印刷で4枚、5点目が「資料2 堺市景観計画の改定案について」両面印刷で88ページとなります。不足の資料はございませんでしょうか。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。下村会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○下村会長

堺市景観審議会会長の下村でございます。以降の会議を進行させていただきます。着座にて進めさせていただきます。ご承知の通りの通り本審議会におきましては堺市の景観計画これをずっと審議してまいりました。ようやくそろそろパブリックコメントにける計画の冊子段階となっております。その段階を踏まえてパブリックコメント前の非常に重要な会議でございますので、本日も忌憚のないご意見をちょうだいして、しっかりとパブコメにかけられるように、本日もご協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録の署名人につきましては、宮川委員及び西川委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の案件は1件でございます。次第のとおり「堺市景観計画の改定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（仲村主査）

都市景観室仲村です。「堺市景観計画の改定」について、ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。初めに前回10月審議会での主な意見と対応方針について、ご説明いたします。資料2もあわせてご参照ください。

行為の制限（景観形成基準）について、No.1から7の意見をいただきました。No.1、B-2「まちかど（交差部）の景観形成」の2項目めについてです。【資料2】の62ページ、

76ページ、83ページに記載されていますが、83ページをご覧ください。

「まちかどでは、植栽の充実を図りゆとりと潤いのある空間を創出する。特に、大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間の形成に努める。」となっているが、植栽の充実を図ることと滞留空間の形成に努めることにつながりがないのであれば、「特に、」という表現はおかしいのではないか。この基準だと、植栽を充実させて滞留空間を形成することがまちかどにとって良いと読めるが、本当にこの表現でよいか。例えば、まちかどのデザインとしては、ガラス張りの建物の角に小劇場のような空間を設け、道行く人々に活気を与える手法なども考えられるが、空地と植栽に限定してしまうと、建築計画による空間形成の提案を阻むことになるのではないか。建築計画で良いまちかどが創出できればよいが、そこまで提案できる事業者は少ない。手法としては植栽の充実も1つであるため、内容としては残しながら、他により提案があった場合も許容できるような基準にする方が良いのではないか。滞留空間の形成について意見が出たが、大小路筋と大道筋の交差部での滞留空間形成についてはSMIプロジェクトの計画なども考慮し、基準としての記載は残した方がよいと思う。という意見がありました。

これに対しまして、環濠の基準に追記した2項目めの「特に」以降については、植栽の充実に限った内容ではないため、「特に、」を削除し、「大小路筋や」以降を3項目めとして記載いたします。また、基準内容については「大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。」に修正いたします。

ガラス張りの建物等については、2項目めではなく、1項目めの「まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。」に該当すると考えているためこのままといたします。

共通の基準である2項目めについては、植栽の充実だけでなく舗装やベンチなどの配置等も含めて、ゆとりと潤いのある空間創出を求めるため、「まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。」に修正いたします。

次にNo. 2、B-3「通りの景観形成」の1項目め及びC1-2「敷地の形態・意匠」の5項目めについてです。【資料2】は83ページ及び84ページです。B-3では前回、歩いて楽しいにぎわいを演出すると記載、C1-2では潤いを感じられる水辺空間の演出に努めると記載していました。これについて、「演出」という表現が建築計画というよりは後付けのイメージであるため、「創出」の方が適切ではないか。という意見がありました。

これに対しましては、文言を「演出」ではなく「創出」に修正いたします。

次に、No. 3、B-3「通りの景観形成」の3項目め及びC2-1「建築物の形態・意匠」の4項目めについてです。【資料2】は83ページ及び84ページです。「質の高いデザイン」と記載していた部分について、「質の高いデザイン」とはどのようなものか。表現が曖昧でわかりにくいのでもう少し具体的に記載した方がわかりやすいのでは。という意見がありま

した。

これに対しましては、B-3の3項目めを「大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成に寄与するよう、都心の景観としてふさわしい洗練されたデザインに努める。」に、C2-1の4項目めを「大小路筋や大道筋沿いにおいては、都心部のにぎわいに寄与するよう洗練されたデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。」に修正いたします。

次に、No. 4、C1-3「屋外付帯施設」についてです。【資料2】は62ページ、77ページ、84ページです。既存のごみ置き場などについて、景観形成基準に適合させるため植栽等を設ける際の補助金などはあるのか。という意見がありました。

既存のごみ置き場前に植栽等を設けるための補助等はございませんが、良好な景観形成を図るため、建物の新築時や更新時にはこうした景観形成の基準を踏まえて配慮いただきたいと考えております。

次にNo. 5、C2-3「外壁の色彩」に記載の、ルーバーや建具、建築設備等、ガラスに関する項目についてです。【資料2】は63ページ、77ページ、85ページです。ガラスについては、基準で「サブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある」と記載されているが、全面ガラス張りで面積的にはベースカラーに該当するような建物は、どのように指導するのか。また、それがカラーガラスであった場合、ベースカラーの色彩でコントロールできるのか。という意見がありました。

これに対しましては、カラーガラスの扱いについては、これまでもマンセル表記を記載してもらっているため、「ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁としてサブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある」と記載しているが、ご指摘の通り、全面カラーガラス張りの建築物ではベースカラーに該当するケースも想定されるため、「ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁とみなす場合がある。」に修正いたします。

No. 6についても同じく、C2-3「外壁の色彩」に記載の高明度の外壁に関する項目について、「高明度の外壁は、光の反射による眩しさを考慮し」とあるが、住宅地でステンレスなどの屋根による反射が問題となることもあるので、外壁だけでなく屋根についても記載するべきではないか。という意見がありました。

これに対しましては、78ページの全市と86ページの環濠の基準に、「C2-4 屋根」として、百舌鳥の基準では既に記載されている「屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。」を追記いたします。

No. 7では太陽光パネルの反射については、基準に記載しなくてよいか。という意見がありましたが、これに対しましては、本市ではこれまで太陽光パネルの反射が問題となったケースがないため現時点では基準の追記はいたしません。今後改定が必要な場合は適宜現状に合わ

せて対応したいと考えています。

続きまして、No. 8の堺環濠都市地域における景観特性図についてです。【資料2】は80ページです。明確な線引きでエリアを色分けされているが曖昧さを残しておく必要はないか。明確な線引きにより、エリアで基準が分かれているとの誤解を招く可能性がある。基準に記載されている北部や東部等がどのエリアについて書かれたものか、また、どこまでが対象かがわかりにくい。という意見がありました。

これに対しましては、エリアの色分けについては、現況の特性をエリアで塗り分けたものであり、このエリアにあるからといってすべての建物がその特性で示すような建物というわけではございません。そういった特性をもつエリアであることを市民・事業者と共有し、それを意識して計画してもらうよう指導することが重要であると考えております。ただし、エリアの色については色味を変えて境界ラインをぼかすなど、エリアで基準がわかれているといった誤解を招かぬよう修正を行い、北部等の文言については図に追記いたします。

続きまして、No. 9の屋外広告物について、3点、意見がございました。【資料2】は69ページです。1つ目の意見、デジタルサイネージは今後増えると思われるが、どのように配慮を求めていくのか。に対しましては、

デジタルサイネージは、光や音により周辺環境に悪影響を及ぼす場合があることから、明るさや音量など配慮すべき事項について、別途、屋外広告物のガイドラインを作成する中で検討する予定でございます。

2つ目の意見、堺市の申請手続きが煩雑であるため、結果的に申請を行わない事例があると聞いている。簡素化できればよいと考えているがどうか。に対しましては、

本市では、更新許可申請の手続きを行う際、添付図書として構造図など新規許可申請と同様の資料を求めているため、それが負担になっているという意見は聞いています。これについては、適正な維持管理のために提出を求めているものであるが、申請者の負担とならないよう簡素化できないか今後検討いたします。

3つ目の意見、周辺住民に周知せず、屋外広告物を掲出するケースがあるが、掲出する際、申請者は周辺の住民意見を聞くべきであるということを記載してはどうか。に対しましては、

屋外広告物掲出に関する周辺住民への周知については、掲出者が必要に応じて対応するものであると考えております。

最後に、No. 10「その他」としまして2点意見がございました。

1つ目の意見、環濠都市地域内の建築物について基準を定めているが、景観をよくするためには、内川や土居川の水質を改善するべきではないか。に対しましては、昔に比べると内川・土居川の水質は海水導入などの取組により改善されてきたが、景観計画の改定を進める中で、河川部局とも協議しており、引き続き、連携してまいります。

2つ目の意見、景観形成については、事業者だけではなく、そこに住む人の意識と一緒に共

有することも大切である。対しましては、住民の、景観に関する理解や関心を高めるため、今後もさまざまな周知啓発に取り組んでまいります。資料1については以上です。

次に、前回の審議会から変更とした項目についてご説明いたします。堺環濠都市地域の景観形成の基準について1点追加した項目がありますので、【資料2】の85ページをご覧ください。

C2-3「外壁の色彩」の9項目めとして、「漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りではない。」という基準を追記しております。この基準の意図としましては、今回の改定で、大規模建築物の外壁の色彩基準について、天然素材であっても外壁として色彩の基準に合わせることにするよう変更したところではありますが、大小路筋や大道筋沿いなどの大規模建築物で、焼板などを用いた歴史的な建築物のしつらえを意識した形態・意匠とする場合、明度が低い外壁などについても許容することができるよう追加したものです。

前回からの変更点については以上となります。

それでは、本日の審議案件である、堺市景観計画の改定について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

これまでの審議会においても、改定の背景や改定点などについてはご説明させていただいておりますが、改めて全体を通してご説明させていただきます。前のスクリーンも合わせてご覧ください。なお、今回、計画を改定するにあたりまして、現行計画において文章が長くてわかりにくいものや、文言が重複するものなどについて、簡潔でわかりやすい表現となるような修正を全体的に行っております。そのため、現行の計画とは文章が異なる部分が多くありますが、今回の説明からは省略させていただきます。まず目次をごらんください。「第1章 はじめに」では、「1-1 景観計画の改定の背景」、「1-2 景観形成の意義」、「1-3 計画の位置づけと役割」、「1-4 景観計画の区域」の構成となっており、まず資料2の1ページ「1-1 景観計画の改定の背景」として、当初の策定から10年以上が経過しており、社会情勢の変化、堺市上位計画の更新、技術的な進歩やデザインのトレンド等などへの対応などの課題について記載しております。

次に 資料2の2ページ「1-2 景観形成の意義」は、これまでの審議会で既にご審議いただいた基本方針と関連するところであります。基本方針で順番を入れ替えたのと同様に、景観形成の意義でも順番を入れ替え、持続的に発展する都市の実現をめざすため、類まれな歴史文化資源を活用し、都市や地域の魅力を高めることで住み続けたいと感じる豊かな生活環境を実現するという流れとしております。3ページ「1-3 計画の位置づけと役割」および「1-4 景観計画の区域」については現行の計画からの大きな改正点はありません。

次に、4ページ目以降 および 前のスクリーンをご覧ください。「第2章 景観形成の理念・基本方針」については、「2-1 堺市の景観構造とそのなり立ち」、「2-2 堺の景観特

性」、「2-3 景観形成の理念」、「2-4 景観形成の基本方針」の構成となっており、現行の計画では「景観形成の理念」及び「景観形成の基本方針」の後ろに「堺の景観特性」を記載していましたが、堺の景観構造のなりたちと景観特性を踏まえたうえでの理念や基本方針となるよう順番を入れ替えた構成としております。「景観形成の基本方針」については、すでにご審議いただいていた通り、順番を入れ替えておりますが、その他 第 2 章においての大きな改正点はありません。

次に、17 ページ目以降「第 3 章 地域別景観形成方針」については、7 つの地域ごとに、「自然、歴史文化、市街地形成」の 3 つの視点からみた景観特性を整理のうえ、課題と景観形成の方針を示しております。改定内容については、すでにご審議いただいております。審議会でお示ししている内容から大きな変更はありません。最後に、59 ページ目以降「第 4 章 景観形成の推進方策」についてですが、推進方策の基本的な考え方を示したのち、「4-1 全市における景観形成」、「4-2 重点的に景観形成を図る地域」、「4-3 住民主体の景観形成に向けた活動」の構成となっております。「4-1 全市における景観形成」のうち、61 ページ（1）大規模建築物等の景観誘導、66 ページ（2）景観資源の保全・活用については現行の計画より大きな変更はありません。67 ページ（3）公共事業による景観形成、69 ページ（4）屋外広告物による景観形成については、これまでの審議会で、審議していただいた内容から大きな変更はありません。

次に 71 ページ「4-2 重点的に景観形成を図る地域」につきましては、「百舌鳥古墳群周辺地域」および「堺環濠都市地域」を重点地域に位置付けており、今回の改定で新たに、「堺環濠都市地域」について範囲や基準を定め、景観誘導を図っていきます。79 ページ以降「堺環濠都市地域」の内容については、これまでの審議会でご審議いただいております内容と概ね変更はありません。

最後に、87 ページ「4-3 住民主体の景観形成に向けた活動」につきましても、すでにご審議いただいております。審議会でお示ししている内容から大きな変更はありません。

以上が、堺市景観計画の改定案 となります。

この改定案をもって年度末にパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○下村会長

はい。ありがとうございます。前回の意見を基に修正いただいた項目、その内容並びに全体を通じての概要説明をいただきました。本日、御意見いただける最終回に近いタイミングでございますので、少しでも気になる点がございましたら、ぜひ御意見いただければと思っております。いかがでしょうか。全体を通じてでも結構ですし、前回出た意見の回答が資料 1 で提示されております。で、ここに修正案が書いてあるわけですので、この点について何か御意見、御了解といたしますか、これでいいというふうな御意見でも結構でございますが、いかがでしょうか。

○花田委員

会長、よろしいでしょうか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○花田委員

花田です。御説明ありがとうございました。この資料2をもって、パブリックコメントということになるのでしょうか。これ多分、計画そのものが出るのは来年以降になるかなと思うので、今、表紙のところ、令和5年（2023年）とあるんですが、●（黒丸）にされるか、もう来年と決まってるんでしたら、令和6年（2024年）にするか。そのほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○都市景観室主幹（大石）

はい。御意見ありがとうございます。表紙は暫定的に作った時点で入れてるんですけど。

○花田委員

ああ、なるほど。

○都市景観室主幹（大石）

パブリックコメントとかする場合は、6年やったら6年の●月とかいう形で今上げさせていただくように。至らなくて申し訳ありません。

○花田委員

それから、太陽光のことなのですけれども、今回はこういうことで結構かと思うのですけれども、これから新しい、いろいろな設備というのが出てきかねないので、また、そういうときは柔軟に対応していただけるということですので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○下村会長

事務局、よろしいですか。じゃあ御意見として聞いておくということでもよろしいですか。何か御回答か御意見か、事務局のほうからございましたら。

○都市景観室主幹（大石）

御意見ありがとうございます。その太陽光発電の設備につきましては、現時点では、記載、特にしていないところなんですけども、今後、技術の進展等で、もっと景観に配慮したようなものが出てくるのであれば、そういうのに誘導するような基準というのは今後考えていければと思いますし、今回の景観形成基準の中で、屋根とかのほうも反射を抑えるような形の記述もしておりますので、協議していく中で、太陽光発電があって、これは周辺見たときにちょっとまぶしくなりそうだなということであれば、その反射に気をつけるという点を持って指導したりということもできるので、柔軟に対応していきたいと考えております。

○花田委員

ありがとうございます。他市で問題になってるケースがやはりあるということと、それから一方で、温暖化防止の観点では望ましいことかと思imasuので、その辺りのこと、また、御検討いただけたらと思います。どうもありがとうございました。会長、ありがとうございました。

○下村会長

はい。ありがとうございます。今のは御意見といひますか、特に回答はよろしいですね。はい。しっかりとみていただきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかいかがでしょう。

○寺地委員

はい。

○下村会長

寺地委員どうぞ。

○寺地委員

はい。資料1の2ページの真ん中の「都心の景観としてふさわしい洗練されたデザイン」というふうな文字を置き換えていくんですけど、洗練されたというのが、かなりこう狭めてるかなというふうな気がするんです。都心だと、少しく、にぎやかな形態にするとか、あるいはこうデコラティブなデザインをするとかということもあり得るかなと思ひますと、洗練っていろんな捉え方をされるかなと思ひますけど、いわゆるシンプルであまりこう目立たないデザインが洗練だみたいになってしまうと、デザインが少し狭まってるんじゃないかなと思ひたりするんですけども、それはいかがでしょう。例えば下村先生とかの意見もいただきたいんですが。

○下村会長

はい。洗練されたというのは、都市的イメージが強くて、すっとしたとか、すらっとしたイメージが強くなるので、寺地委員おっしゃっていただひてるのは、やはりね、そこの土地利用を、用途を含めた土地利用や周辺環境に合わせたような、もしくは、それからその地域を先導するような新たなデザインが、これやったら出てこない可能性があるので、その辺り、どう書き込むかなんですね。その地域のポテンシャルを活かしたとか、地域を先導するようなというのと、その地域の景観を継承するような、これ相反するようなデザインになってくる可能性もあるので、これどっちもありじゃないかなというような範囲を広げとく。そうするとね、質が高ひになっちゃうような気がいたしましてね。戻らない、1周回ってもう一回という。

で、その質をどう判断するかというのは、今、寺地委員が気にされてるような、こう芽が出てくるようなデザインを摘んでしまわないかなというようなところもあるので、割と幅広く受け取れるような、かけるようなというふうな御意見かと思ひます。

これ、どうしましょう。洗練されたって言ったら何となく。ほかの市で申し訳ないんですけど、難波辺りの風景と、淀屋橋辺りの風景というのは、ある程度、北側のほうは業務系のビル系が多いので、写真撮ってても割と洗練された都市的景観で、南の難波、ちょうど千日前辺りから南の

ほうに関しては、どちらかという、にぎわい空間。公開空地、全面の公開空地や歩道も利用したような形で、何となくこうにぎわい性があるような、今、ホコ天になってますけれども。ちょっとね、同じ都市でもその周辺の土地利用やとか使い方やとか店舗の建物用途やとかによって、かなりイメージ変わってくるんで、心配されておられるんだと思うんです。

この辺り、どうでしょう。ほかの委員の御意見でも結構でございますし、事務局からお考えがあればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

○事務局（仲村）

この地域に合ったというところでいきますと、その1行目に「本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成」というところを大前提に書いてますので、象徴的なデザインというのはこちらの書き方でも読めるのかなとは思ってた次第なんですけど、もし、よりいい表現があるのであれば、逆に御提案いただけるとありがたいです。

○寺地委員

いや、単純にもう消してしまえばいいかなと思ってまして。「魅力あるまちなみ形成に寄与するデザインに努める」でいいんじゃないかなという。

○下村会長

うん。これで十分ですよ。

○寺地委員

赤文字をほぼ消してしまったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○下村会長

はい。ほかの項目で、きちりと今、事務局、御紹介いただいた項目が書いてあるので、ここはあまり詳しくごちゃごちゃ書くよりも、ちゃちゃっと書いといたほうがということなんですけど、これいかがでしょう。

○事務局（仲村）

はい。では消させていただきます。「大小路筋や大道筋においては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成に寄与するデザインに努める」というところで、改めさせていただきます。

○下村会長

はい。それで、そういうふうな大前提の通りの概念を持つといて、あと詳細については、大規模なんかではまたアドバイザーの中でとか窓口の中でしっかりと御指導いただく、それは景観形成基準からを基にということになるんですけど、その方向性がここにこう示されてるということかと思えますんで、今、御提案があった語句はもう割愛させていただくということで、委員のほかの皆様から御異論がなければ、これ最終案ではありますけど、この部分カットする、削除するという事で御同意いただけますでしょうか。

はい。それでは、最終的に事務局より御提案があった文言に変更させていただきたいと思いま

す。ほか、いかがでしょう。

○寺地委員

はい。

○下村会長

はい、どうぞ。

○寺地委員

前回の振り返りの話じゃなくて、先ほど改めて説明いただいた景観計画の枠組み、第2章のところですね。景観形成の理念、基本方針というところで、2-1が、「堺市」の景観構造とそのなり立ちで、2-2になると、「堺」の景観特性というので、市があるのとないのって意図的なんだと思うんですね。これは僕委員になってまだ年が浅いので、多分、議論された話なんだと思うんですけども、堺の「市」を取ってるほうがどちらかというと大きな枠組みで見られてるのかなと。「市」というのは、もう少し何か市街地みたいなものを含めたところにフォーカスしてるのかなというふうに思ったりもするんですけど。でも、この2-1の堺市に書いてるなり立ちというのが、どうもこれは「堺の」というふうに言ったほうがいいのかと思ったりしまして、この辺、私が新参者ですので、改めてですが、補足説明いただければなと思いました。

○下村会長

単純なミスなのか、どっちも同じなのか、意図があるのかということも踏まえてね。

○事務局（仲村）

すみません。単純なミスですが、「堺の」ではなくて、「堺市」が表現したいので「堺市の」で統一します。

○寺地委員

分かりました。

○事務局（仲村）

2-2を「堺市の景観特性」に直します。

○下村会長

はい。行政単位という、ここの表紙のほうが計画ですので、そのほうがいいのかと私も思います。これ、堺のところ、大分、若手の方というのは、堺というのはもうちょっと都市部だけのね、旧環濠の辺りをイメージされる方もいらっしゃるんで、やはりそれについて「堺市」で修正させていただくということで、お願いしたいと思います。ほかいかがでしょうか。

○中嶋委員

はい。

○下村会長

あ、どうぞ。

○中嶋委員

中嶋でございます。今日、御修正いただいたところではなくて、計画改定案のほうなんですけれども、1章のはじめにの一番冒頭ですね。1-1、1ページ目です。計画改定の背景があるのですけれども、ここには、ほぼほぼその景観行政のお話のみが書かれているのですけれども、この間、堺市さんにおかれましては、歴史的風致維持向上計画であつたりとか、あるいは、もっと市民の関心と呼んだのは恐らく世界遺産の登録というのがあるかと思うんですが、むしろ何かそういうものから、例えばその百舌鳥古市の古墳群のところを重点にしたとか、あと歴史的風致維持向上計画、今ちらっと見せていただいた、やはり重点の区域として挙げられてるのが、今回、両方とも重点区域になっているところですので、やはりそういう背景と連動して景観が、世界遺産については、多分、先に世界遺産の前に景観法によって担保した上での世界遺産登録ということに多分なつたと思われまして、今回の環濠の集落のところは、恐らく、もともと分かつてたことではあるのですが、歴史的風致維持向上計画の中で重点の区域とされたことも、今回のこういった改定の背景にあつたというふうに理解しているんですけれども。背景なので、もう少しこう幅広に大きく捉えて書いていただいたほうがよいのかなというふうに感想としては思いました。

○下村会長

事務局いかがでしょう。うん。その歴風と絡めて書くかどうか。

○事務局（仲村）

もう少し広げた視点で書き直しいたします。

○中嶋委員

そうですね。これだと、何か要するに景観計画のこれまでの流れを書いていたいているということなので、むしろ、なぜ改定しなきゃいけないのかとか、この改定に至った大きなきっかけみたいなものが、そういう世界遺産とか歴風とかにもあるのではないかなと。もっとほかにもあるかもしれないんですけれども、私はそっちのほうで専門なので、もっと市の中のマスタープランの中で、新しい、何ですか、 ترامとか、そういうものと連動してるのかどうか、その辺も書けるところは書いていただいたほうがよいと思います。

○下村会長

事務局の回答で言うと、文章が追加される可能性があるんですけど。それはどういたしまししょう、ペンディングでよろしいですか。今日はパブコメ前ですので、パブコメまでは皆さん、1つずつ御納得いただいて、委員会で一応確認させていただきながら最終案、今、決めていっております。今、御意見いただいた内容を追加するという最終形のパブコメのチェックというのは、もう事務局に任せてよろしいですかね。その辺り、制度的というか、どんなふうこれからパブコメ回していきましようかというところなんですけど、いかがでしょう。

○都市景観室長（池田）

内容のほう、広げて書いて、事務局のほうで一度取りまとめさせていただいて、また次回、また就任のほうをお願いしてる先生、今、発言いただいた中嶋先生にも見ていただくと。

○中嶋委員

計画の内容そのものに関わることではないので、たまたま、すごく白く空いてるので、もうちょっと埋めてもいいのかということもあって、ページがですね。それもあるので、お任せします。

○都市景観室長（池田）

ありがとうございます。では、事務局のほうでまとめさせていただきます。

○下村会長

しっかりと、本当は会長預かりでやりたかったんですけど、なかなか言いにくいところもありまして。

○都市景観室長（池田）

そうですね。

○下村会長

はい。その辺の御対応は、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、いかがでしょう。今回は、一般的な景観形成基準と同時に、今までやってきた百舌鳥古墳群の辺りのバッファゾーン、この辺の景観形成基準もあったんですが、追加で、歴史的な環濠集落の辺りを追加して。ですから、景観形成基準3つ並べておられるんですね。ですから、この辺りが新しい取組の目玉的なところかというふうには思っております。

説明がありましたように、どこが違うかというのは、横並びではないので個々に見ていく必要はあるんですが、最終的にはその地域で、大規模建築物等に当たるような物件が出てきた折には、これに該当するような形で審査していくというふうな運びになるかと思うんです。

形成基準というのは具体的に景観、建物や構造物をどう造っていくかというふうな提案内容でございます。ですから、計画というのは、その地域・地域が持っている、どういうふうな景観づくりの地域にしたいというふうな概念があり、それに基づいて建物建てたり、構造物建てたりする場合には、こういう基準でやっていきましょう、お願ひしたいというふうな、それがこうイメージされてるところだと思う。それがだんだん、これが一般的なところよりも厳しい地域にあったような百舌鳥古墳群であるということが、今回、追加されていったわけですね。それまでは、百舌鳥古墳群はあったんですが、それが、今、御提案する環濠地域が大事だということにおいて、重点地区において、そこでの指導をさらに強化していくという、そんなストーリーになっている内容となっております。

その辺りでずっと今までチェックいただいてたわけですので、特段、お気づきの点があれば、ぜひ、お話を頂戴できたらというふうには思います。いかがでしょう。

修正案の、私のほうからなんですが、資料1拝見してて、資料1のA4横、表の3ページでございます。これ一番上のナンバー5の最終的に括弧の下側の部分ですが、「ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁とみなす場合がある」。これでいけますかね。私、アドバイザーなんかやらせていただいてて、結構問題になったり、かなり透過性のガラスの扱い方とか、

外壁にみなしたほうが良いと思うんですけど、事業者さん、これで御納得いただけるかなというのが、建築御専門の先生方、いかがですかね。カラーガラス、最近多くて、2枚合わせの場合、もうかなり色に見えたりするんですよ。だから、できたらもう外壁にみなしたらどうとは個人的には思ってるんですけどね、こういう表記で大丈夫かなと、実際の施主さんじゃなくて、設計者のほうの御意見だったら、色を組み合わせたいというふうな提案がいっぱい出てくるんです。この辺り、このぐらいの表記のほうが良いかなとも思うんですけど、もし御意見がなければ、このままでいきたいと思うんですけど。いかがでしょうね。はい、すみません。

○寺地委員

私が言い出しっぺですけど、かなり表現難しいなと思うんですけど、ただ、「場合がある」なので、要協議が含まれてるんだなということですね。

○下村会長

いいですかね。

○寺地委員

いいかなと個人的には思いました。

○下村会長

はい。非常に心強いといえますかね、ありがとうございます。こういう表現があったらどうかなとも思いますので、これ、だからまとめて、しっかりと御理解いただけるような指導が要るかなとも思いますので、その辺り、運用面でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○中嶋委員

よろしいですか。

○下村会長

はい。ああ、どうぞ。

○中嶋委員

ガラスの外壁なんですけど、ガラスの外壁を、この例えば63ページのところに色相とかのベースカラーの色の基準が載ってるんですけど、ガラスの色の基準がこの基準では測れないんじゃないかと思うんですけども。なので、外壁と見た場合に、この色に合ってる、合っていないという判断は窓口ではしづらいのではないかと。反射であったりとか、あるいはLow-Eガラスの変な緑色であったりとか、そういうのがちょっと気になるということがあって、ここが運用するときには窓口が困らないかということは少し危惧されるかなと思いました。

要するに、こんな色のガラスはなかなかないわけですよ。この、何ていうんでしょう、外壁とみなしたときに、どういう基準で良い悪いを判断するのかということなんですけれども。それはどういうふうに事務局として、実際ガラス張りが来たときにどういう。

○下村会長

ガラス張りが来たときにベースカラーと判断しながらやるのか、3分の1のサブカラーでいく

のか。あとアクセントとして20分の1、これは少ないですけど、その辺りの取扱いで色味を見ながらやり直しをという、指導していくというふうな、そういう感じに。多分見付面積ぐらいならできるんじゃないかなと思うんだけど。何かこの辺り、事務局お考えがあれば、補足、よろしくお願いいたします。

○事務局（仲村）

はい。前回、審議会でもお答えはさせていただいたんですけど、カラーガラスを使われてる場合はサンプルを持ってきていただいて、それをもって色味の確認は、今までもさせていただいてるところなんです。なので、それをもう少し具体的にちゃんと見せていただいて、色として濃ければサブカラーとかアクセントというところに入れていただかないといけないですよというところを示すという意味で、今回明記した部分になってますので、運用的には今まで特に困っていることはなかったので大丈夫かと思っています。ただ、こういった場合が外壁とみなすかという具体的などころについては、ガイドラインを、今、並行で作成してまして、その中で例示していければと考えております。

○下村会長

よろしいですか。現状の表記でいかせていただくということにさせていただきたいと思います。先ほどお話がありましたように、これ結構、合わせ2枚が出てきたときの色とか、現物持ってきていただいても透過性がある場合、その辺の色によって影響したり、その辺は個別対応でしかできないかなというふうには思いますので。その辺りはぜひ、しっかりと事例を積んで、次へのアドバイスにつなげるような、そういうふうなデータ整理なんかも必要になってくると思いますので、サイネージとこのガラスに対しては、やはりまだまだ回答がない状況かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。ほか、何かお気づきの点があれば、はい。どうぞ。

○寺地委員

体裁のことです。資料2のA3で織り込んでる23、48、73ページ、あと80ページですね。これA3で織り込んでるページになってるんですけど、見てても楽しいページなんですけど。23、48と73、80って、ちょっと表現が違うと思うんですね。73とかは、いわゆる小見出しが全部⑩とか⑪とか、数字が丸をつけるんですね。前半は丸がついてないんです。で、前半は何か太文字なんですけど、後半になると太文字じゃないけど文字が大きくなるというので、こういうのも統一しといたほうが、基本計画書なので体裁的にはきれいかなと思います。どちらかに合わされたほうが。

○事務局（仲村）

そうですね。はい。一応、環濠と百舌鳥の特性図につきましては、23ページとかとは違ひまして、本文中に特性図の説明をするところを今回は設けてないんです。この図で分かりやすく表現してるというところがありましたので、表現の仕方は違うんですけども、文章自体の丸ですね、数字の丸というのはそろえるべきかなと思いますので、そういったところを最低限そろえて

見やすい形にしたいと思います。

○下村会長

最後は体裁だと思いますので、はい。

○寺地委員

あと、80ページの右下の、利晶の柱のところの言葉なんですけど、「優れたデザインで」って、優れたって書かないほうがいいと思うんですね。「モダンなデザインで」とか、ちょっと言い方を変えといたほうが、堺市はこれを優れたと認めてるのかって、こんなのはいいと思わないという人もいるので、何でガラス張りなんだって言う人もいと思うので、ここはぼかしといたほうが、行政の出す書類ですので、いいかなと思いました。

○事務局（仲村）

はい。ありがとうございます。修正させていただきます。

○下村会長

はい。ありがとうございます。堺市の景観賞とか、それこそまちなみ賞の辺りで選ばれてきた物件でもあったりするので、優れたって書かれたのかもしれませんが、ちょっとトーンを落とすような感じでの表記でお願いしたいと思います。これは全部写真に関しては、著作は大丈夫ですか。

○事務局（仲村）

そうですね。今回の業務で撮ったものですので、問題ないと思っております。

○下村会長

はい、それでしたら。ただ、まあ物件はそれほどクレーム出ないんですけども、モニュメント系は芸術家の方が提案されてる場面がよくあったりして。広場写真撮ったときに、あるアーティストの像とか彫刻なんかが出てきたときには著作権の話が問題になったりする場面もあってしますので、その辺りで、こっちのほうでクレームが出ることはないような気はするんですが、その辺りは御配慮されたほうがよろしいかというふうには思います。モニュメントがあるかどうか、芸術作品があるかどうかって、ちょっと分からないんですが。ほか、いかがでしょう。特に。はい、どうぞ。

○寺地委員

何度もすみません。瑣末なことばかりで。87ページですけども、右下に、堺市景観賞の事例の写真が6個あるんですけど、この賞って私よく分からないんですが、建物を奨励してる賞と活動してる賞と2つあるんですか。2つだけですか。

○事務局（仲村）

大きくは、はい、そうです。

○寺地委員

となると、何か建物3つと活動3つとかにしたほうが、活動が今1個だけですよね。いいんじ

ゃないかなと思うんですけど。

○事務局（仲村）

そうですね。一応、今回つくるに当たって、元年度と4年にしたのが一番最新の景観賞なので、最新のというところから選ばせていただいています。で、受賞割合につきましても、活動がやっぱり建築よりは少ないので、写真の割合的には問題ないのかなと考えています。

○寺地委員

最新と言いながら、17年、19年、22年とか。20年はなかったんですか。

○事務局（仲村）

コロナがありましたので、2019の次は2022が最新になってます。

○寺地委員

ああ。そうすると19、20がなくて、21もなくて、で、22ですか。

○事務局（仲村）

そうです。

○寺地委員

ああ。で、活動賞の比率が少ないからというのであれば、例えば、活動賞が一番右下に来るとか、何かこう埋没しちゃっていて、結構、僕、活動賞って大切かなと思うんですけども、何か、これ、文字も多いので、左上に建築賞で3つとか、左上に活動賞とあって出たほうが、景観賞というのは建物だけ評価してるんじゃないよみたいなものをちゃんと第三者的に見せたほうがいいかなと思ひまして。

○下村会長

はい。ありがとうございます。これ、昔はね、歴史的な物件とか、活動って、そういう形で一般的な建築賞に当たるようなものと、これ5つの賞ぐらいに分けてたんですよ、当時。で、それが今回、去年かな、から1本化していくような形で賞をこう狭めていったという背景がありましてね。この活動賞というのは、この時代はありましたが、これから出てくるのは活動賞が出てこないようになるわけですよ。

○事務局（仲村）

活動部門、部門という名前が毎年変わるので、こういう書き方になってしまったという部分が一番なんですけど、活動自体を募集することは続けていきます。

○下村会長

ああ、はいはい。で、活動を募集して、活動で○（まる）付けていただいて応募いただくんですかね。もう景観の1本でやりますよね。

○事務局（仲村）

いや、なので、今のところ活動部門という、○を残すか、部門として、その1つとして活動というのが入ってくるかというところのやり方は毎回、今、試行錯誤中なので、今のところは明確

にお答えできない。

○下村会長

はい。で、顕彰制度も2年おきが3年おきに変更になり、空いてる項目を少しく入れ替えながらというのがあるので、この単語は次に使えない単語になる可能性もあつたりとか、出てこない年度が出てきたりとかというのがこれから出てきますので、10年見直したときに、あと景観賞が多分3回ぐらいの割合になってくるので。今のままでいきますとね、そういう形で次の景観計画見直しするとき、5年にはね、1回だけやってる可能性はあるとは思いますが。10年の中では3回ぐらいやっておられるとは思いますが。だから、そういうことを配慮しながら、年度が飛んでるとするのは、ある一定仕方がないかなというふうに思うんで。

○寺地委員

22年は活動部門の受賞例ってなかったんですか。

○事務局（仲村）

22年は、なかったんです。

○寺地委員

ないですか。

○事務局（仲村）

ただ、寺地委員おっしゃられるように、景観活動の表彰をしてというのが、堺市の景観賞の特性になってますので、その写真の配分については、活動部門を1つか増やすという方向で、一旦修正させていただきます。

○寺地委員

はい。お願いします。

○下村会長

ぜひ、大事な賞ですので、こう分かりやすく、皆さんが応募いただけるような、そういう雰囲気を出していただければと思います。ほか、いかがですか。ああ、どうぞ。

○天野委員

私も参加させてもらって、まだ数回なんで、過去のことあんまり分かりません。で、この資料をずっと見ていくと、確かにまとまってるんです。まとまってるんだけど、いいことばかりなんです。悪いところはひとつも載ってない。

この景観審議会の資料を一般の市民が見たときに、どう思うか。いや、堺ってこんなにきれいな町やなと、町も全ていいんじゃないかと、私はそう思います、この資料だけ見る限りは。でも、実際は違いますよね。例えば私の住んでる中百舌鳥エリアでもそうです。こんなにきれいな町ないですよ。写真で見るとは確かにきれいです。

だから、その写し方によっても多少テクニックの問題もあるでしょうからいいんですけども、ただ、この審議会というのは、僕はもともとどういう趣旨でやったのか、その辺について詳しく

分かりません。分かりませんが、堺の中にこういうまちづくりがうまくできてないよというところがまだまだたくさんあるんです。そういうところを明記してやることも必要やないかと思えます。いいことばかり書いてる。

実際、現場行ってください。全然違いますよ。だから、その辺についてね、何かいいこと、確かに、この資料としてはものすごくまとまってると思います、よく書いている。でも、その資料の裏にあるものは、まだまだこの隠れてるもの問題がたくさんあって、その辺について、これも、既にもうここまでまとまってるんで、あえて私がこれひっくり返す気持ちは全くありません。ありませんけども、この審議会という趣旨、原点に帰ったときに、いいものを言うんですか。これは問題やからこういうふうに変更していこうと、いうところはあるんやないかと私は思うんです。皆さん、今、文言でいろいろ言うておられます。文言なんて次の、次の問題ですよ。まず原点で何を言いたいんやというところから入っていかないと、何か間違った、知らない人から見たときに間違った受け止め方をするんやないかと、こういうふうには思うんです。以上です。

○下村会長

はい。ありがとうございます。私なりの答えを持っていますが、これ事務局、御質問に対して何か御回答ございますでしょうか。問題解決型でまちを良くしていく方法もあるということですが。

○都市景観室長（池田）

天野委員からのご指摘ですけれども、書き方が緩い感じにはなってるんですけれども、一応それぞれの地域の景観の課題というところでは、多少その辺の問題点なりを挙げてるところではあります。ただ、厳しく書いてるわけではないので、そういうふうにとられるのかなというところはありますけれども。もちろん、その問題のあるというところは、景観の申請なりで誘導して、そういうところを1つでもなくしていくというところは今後も行っていきたいと考えております。

○下村会長

はい、どうぞ。

○天野委員

具体的に言わせていただきますとね、まずね、室長にも何回も言いましたね。白鷺の駅前見てください。皆さん、御存じですか。マンションが、駅の前にマンションがどんと建ってるんですよ。一切、店舗も何もないです。そんな駅前ありますか。僕は常にこれはおかしいなと思っています。これはやっぱり開発する業者に堺市がそこまで指示をしてないからです。業者はできるだけ駅近くにマンションを造りたいわけです。そのほうが売れますよ。でも、現実にはね、あの姿を見て、僕は景観を考えると、ほど遠いですから。そのようなことは皆さん分かっておられるのでしょうか。僕はその、どうしてもそれが頭の中にあります。それだけじゃないですよ。たくさんほかにもあるんですよ。あるけどもそんな、粗探しみたいなことをするわけじゃありませんので。

要は、原点として何を、この写真の、いろいろこう書いてくれますよね。で、エリア、地図、写真が載ってますよ。みんなこれ見たら、いや、すばらしいなと思いますよ。そんなすばらしいところばかりでしょうか。僕はそう思うんです。それやったら、こういうような良いものもあるけれども、こういう問題もありますよと。それを解決していけば、こっちのような写真になるんですよというような、何かそのプロセスみたいなものをね、物語が必要と違うのかなというふうに思うんですけどね。以上です。

○下村会長

はい。景観計画とは何かというところを問われているんだと思いますし、景観行政ができる範囲と、ある一定の限界性と、この辺り、どうしましょう、事務局で説明いただいたほうがよろしいですかね。今言った内容、私が申し上げたやつを詳しくにおっしゃっていただくと、回答にはならないかもしれませんが、近い話はできるかと思います。景観形成における意味並びに、いい写真とか、ゾーンで考えてるとか、地域で考えてるとかという話ですよ。で、この報告書の後ろに、ここを直したらいい場所という写真をぱっと挙げて、あなたの住んでるとこ駄目ですよと言えないとは思いますが。

○天野委員

言いにくいわね。

○下村会長

言えないと思うんですよ。もっとこうせなあかんの違う、何考えてんねんという話までは多分、将来に対する計画でありますので、1つずつの地域のここを今後開発したりとか建て直ししたりするときには、こんなふうにと考えたらいいよというふうなところで、景観を考えてくださいねというふうな方向性を示してるものでありまして、おたくのところは早よ変え、早よ変えというふうな、そういうふうなところではないと、これはもう御承知おきいただけてるとおりかと思うんですよ。ただ、どうでしょう。御意見というか、景観の扱い方も含めて御質問が出てるわけですが。

○都市計画部長（羽間）

室長のほうからもお話しさせていただきましたけど、景観行政はね、規制と誘導という、ある意味、少し時間をかけて町をつくっていくものですので、確かにここに入れてる写真というのは既に整ったところが写真の事例として挙がってるけど、要はこういうところを目指して、いろんなところをきれいにしていきたいと、きれいな町にしていきたいということでこの景観形成をつくってますので、そういうふうに御理解いただけたらと思います。

○天野委員

いや、分かってます。分かって言うてるんですけども、何も皆さんのつくってることが駄目やうて言うてるんじゃないです。そういう原点に帰ったら、景観というのは何なんだ。だからこういうまちづくりをしたら景観がよくなる町になるんやという、その文言はいろいろありますわ、

たくさんありますから、それはそれでいいと思います。何も間違えてません。でも、そこに挙げてる写真、この写真を見る限りでは、全ていいように見えるわけです。そうじゃないでしょって言うわけです。

○都市計画部長（羽間）

その辺はね、下村会長が言っていたように、やっぱりね、よくないところを写真に載せて、こんなふうにかっこよくするんですというのはなかなかしづらいので、こういうようなね、表現になってるということで、御理解いただけたらと思います。

○天野委員

いやいや、理解はしてますよ。

○下村会長

はい。まあ大きな計画でありますので、個別のこのまちは、もしくはこの通りは、この家はどういうところは今後考えていく必要がもちろん、おっしゃるようにあるかと思います。それを地域の地形風土や周りにある土地の利用のされ方や、周りにどれぐらいの公園が配置されたり、商業施設が配置されたりという、いわゆる土地利用がどうなってるか、これらによって大きな、歴史的なまちなのかも含めて、これからのまちなみを考えていく、その大きな方向性を決めるというのがこの計画だと理解しております。

ですから、非常に御意見をいただきながら合意をして、こういうまちづくりがこの地域の今後の特性だろうということを、事務局やここのメンバーで、今、練ってきたわけです。ですので、これが独り立ちします。そうすると、誰が見ても、ここは歴史的な町にするというふうな方向性の中で配慮すべき点はどういうことなのかという参考書です。やり方はいっぱいあります。答えは1つでもありません。ですけど、みんなで同じ方向を向いて、この地域はこうあるべきやというふうな、ふさわしいとは限らないですが、一応その代表選手的な写真が載ってるということで、こういうまちづくりにしたらどうですかというふうな大きな方向性を示すのがマスタープランといますか、こういう計画のあるべき姿だと、計画ではそう思うんです。

ですので、これが数年たって、御担当課の職員の方が替わります。住んでる方はあまり変わらへんかもしれませんが、ですけど、こういうのが引き継がれていって、この地域はどんなふうなまちづくりをしていったらいいのかというところの道しるべであって、このとおりじゃないんですけど、これを活かした形でこんなふう考えたメンバーが、責任はどこまで取れるか分からないんですが、こんなまちなほうがいいんじゃないということで、皆さんからいろいろ御意見頂戴して。ですから、大分修正が必要なまちや通りもあるかもしれません。ちょっと直したら、もう少し近づくとところもあるかもしれない。その温度差というのは、地域や、感覚的にはお住みの方、住まわれる方や事業者の意向や経済状況もあるかもしれませんが、それらによって、どこまでやったら、この景観に近づけるかというふうなところのサインといますか、道しるべというのを大きくつくらせていただいた、皆様のお知恵を拝借しながらつくらせていただいたのが

この基準だという理解をしております。

ですから、ここはまずいんじゃないというときに、誰が参加して、どうやって修正していくかというところは、これ議論の余地はあるんですが、お金が潤沢な時代はいいですけど、今こういう御時世でもありますし、人も減ってきてますので、なかなかやりにくい点はあるんですが、こっちの方向でこのまちやっけていきたいと思いますというふうな目標をここで掲げている。それが各ところでやられているマスタープランですか、基本計画ですので、それに最終、どういう基準をつくったら、それに近づくんですかというのが景観形成基準。で、これは場所によってきついつとこと、緩めのところがあるというふうな、そういう理解の構成になって。で、具体的にそれを知ってもらうために顕彰制度、先ほど堺市景観賞であるとか、いっぱいこれからやっけていかれるような、これを周知していくような手法も非常に大事で。つくったら終わりじゃなくて、それをいかに一般の市民の方、事業者といいますか、設計者の方、オーナーの方、これらの方に御理解いただく、何ていうんですかね、指導書といたら失礼なんですけど、そんな参考書だと思いますので。そういうふうな、しっかりと御担当課や窓口で御担当いただく職員の皆様にも、こういうところをしっかりと御理解をいただきながら、窓口で対応していただくということが今後も必要になってくると思いますので。そういう形でこれが整理できて、ほかの所管課においても、どっか行って無いわって言われるんじゃないくて、すぐボロボロになって折り目がついてるような、そういうふうな指導をしていただかないと、つくったら終わりじゃないというふうなものがこの計画でございますので。

これが出来上がって、パブコメ済んで、皆さん、次のときに合意されて、ようやくスタートですので、まあ再スタートですので、そういうこれ全員にできるだけ周知をしていただきたいというのはそういうことで。市民一人一人が景観という単語から知っていただく必要もございまして、その辺りの努力が全員で必要かというふうに思っております。

貴重な御意見です。本当にほっといたらいいことにはならないので、しっかりとみんなでやっけていきたいと思います。

ほか何かお気づきの点や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○西川委員

西川です。計画自体は譲れないところと、しっかりと委員会の皆さんの意見をしっかりと取り入れていただいて、すばらしい計画になっているのではないかなと私は感じております。会長におかれましても、本当にすばらしい御発言をありがとうございます。1つ、計画外になると思うんですが、資料1の4ページの、9の松本委員から出た、更新許可申請の手続の添付図書や構造図など新規許可申請と同様の資料を求めておられると。これが堺市特有のものであるということを知っておりまして、今後検討するとなっておりますが、こういった規制に関するところは、堺市はほかの都市に比べて多いということは言えないと思うんですが、ほかの都市では求められていないところを堺市は求めているというところが幾つか私も散見することができておりますので、

そういったところを、堺市に来ようという意味を持って、こういった計画をお聞きする、そういった事業所さんに対して、なるべく堺市に来ていただけるような、そういった方向にぜひ行っていただきたいなと思います。こういった検討に関しては、なるべく早くに、いい意味での結果を出していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○下村会長

はい、ありがとうございます。堺はルールがきつから、出店するのは隣の某何とか市にしようかということではないという反面、京都はやはり、めちゃくちゃ、100倍ぐらいと言ったら言い過ぎですけど、きつい状況の中でそれを価値観としてやっぱり認められて申請される事業者さん多いですし、その辺りのバランスとといいますか、堺は何でもオーケーやと言われるのもしゃくなような気もいたしますし。ですから、こういう方向性でというのをやっぱり広く周知していただくということが大事かなと。

これは事業者さん、設計者さんだけでなく、オーナーさんの意向も結構出てきたりする場面が多いので、それはこの景観形成基準から、おかしいよではなくて、こういうまちを目指してるから、こういう基準があるんだぞというところから説明いただかないと、何でわしは赤好きやのに赤あかんねんとかいう話になってくるので、いや、これはこういうまちづくりをしたいという方向性で、ここで原色の赤使ったら、もう景観的にもう町ががちゃがちゃ、何ていうんですかね、おもちゃ箱ひっくり返したような感じになってしまうと、やっぱり魅力とか価値とか、地価が下がるとか、そこまで言えませんが、そういった形で先ほど削除された質を上げるといいますか、やっぱり居住環境や商業空間の価値を高めるところも配慮して、そこも御理解いただく工夫も必要になってくるかというふうに思いますので、その辺は窓口や事務局のほうでしっかりと御対応いただくということを、ぜひお願いしたいと思いますので。

堺から全部出ていかれるとまずいですし。その反面、何でも呼んでもいいというわけではないとも思いますので、その辺のバランスはしっかりと、申請に来られる方に御納得いただけるような窓口であっていただきたいというふうに願っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。最終の会議パブコメ前ですので、お気づきの点があれば、お願いしたいと思います。

今日、事務局案として御提出いただいたものを、修正も含めて御覧いただきました。で、何点か質問や意見があったところは会議の中で全て解消し、1案だけ、ほかの歴史的風致維持向上とか計画の中での整合性を取りながらというふうな御意見も出ておりましたので、その辺は事務局で、この計画の背景のとなので、それはもう事務局対応いただくということで御了承いただきましたので、特段、委員のメンバーに御確認いただく必要はないかというふうに理解してございます。

ということですので、今日で原案、一部修正ありなんですが、一応、御承認いただいたということにさせていただけると、このままじゃないですけど、修正案をパブリックコメントにかける

ことができるかというふうに思います。そうしていただくと、一応、今日は終われるんですけど、よろしゅうございますでしょうか。はい。ありがとうございます。長々と皆様からしっかり御意見頂戴しましたので、非常にこう、カチッとした見直しの計画案ができてまいったかというふうに思います。

本日も忌憚のない御意見頂戴して、よりよいものとして作成できる、その原案出来上がったというふうに理解しておりますので、皆様の御協力に感謝するとともに、今後、パブコメを受けて、また、意見が出てくると思いますので、その辺の一部チェックと、最終的に先ほど申し上げたように、やっぱり出来上がったというのが、ようやくスタートの段階、再スタートの段階ですので、それをしっかりと運営していくというふうな組織づくりや、人づくりや、仲間というんですか、みんなでやっていくという、そういうところから、今後、景観計画を基にしたまちづくりに反映いただけたらというふうに願っております。

本日は委員の皆様、どうもありがとうございました。これで、何かスケジュールあったかと思いますが、事務局に進行をお戻ししてよろしいですかね。じゃあ、よろしくお願ひします。

○都市景観室主幹（大石）

はい。本日は長時間にわたって貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございます。最後になるんですけども、今後のスケジュール、御報告させていただきますと、本日いただきました御意見を踏まえまして、背景等を記載させていただいた後、年度末頃にパブリックコメントを実施する予定で考えております。そのパブリックコメントの内容を踏まえまして、最終の改定案につきまして、来年度に諮問させていただく予定としております。

本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。これで令和5年度第3回堺市景観審議会を閉会させていただきます。

（以上）